

# 監査報告書

平成21年6月15日

公立大学法人滋賀県立大学  
理事長 曾我 直弘 様

公立大学法人滋賀県立大学

監事 平居 新司郎 ㊟

監事 荒川 葉子 ㊟

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

私ども監事は、役員会に出席して、法人としての重要な意思決定ならびに役員の職務の執行状況を聴取するとともに重要な決裁書類等を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書に関し、監査の方法の概要について報告ならびに説明を受け、検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 役員の業務執行に関しては、不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実は認められない。

以上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当公立大学法人が別途保管しております。